

カール・アイネルト『十九世紀における手形取引の

需要に応ずる手形法』(七)

庄子良男訳

第二五節

ひとは、手形契約の理論を、(その手形契約の理論がフランス学派をとおして獲得したところの、そして、《ひとが制度の計画と便益を認識することの、および、手形を彼らの取引において利用し手形の中に一般の熱望の対象を認識するところの商人のふるまいを説明することの、必要を感じる場合に》)一定の必然性をもってそこに導かれるところの、付随的な諸規定において手形契約の理論を追求することなしには)委曲を尽くして取扱い、そして、完全に評価することはできない。フランス学派の理論によれば、手形契約は、たんにひとが与えられた金銭(対価 *contreval*)の代わりに、将来の支払に対する期待を伴う証券を受け取る点にあるのではない。ひとは、この学派において、紙幣としての手形の利用について、

そして、そもそも振出の日から満期日に至るまでの証券の間時における利用について全く考えていないので、いかなる点において、手形が商人の諸関係に対して良い影響を獲得しうるかを明らかにする別の事情が、さらに提出されなければならぬ。分別ある商人が三ヶ月ないし四ヶ月先にはじめて現金で支払がなされるべき証券を手に入れるために、彼の大切な金銭を払い出すということがいかにして起こるかについて説明することが不可欠である。そのことをひとは極めて正當に感じ、いきいきと認識した。それゆえひとは、手形契約の中に、この証券の利益がもたらすところの何ものかを取り込むことを試みた。手形においては交換が先行する。そのことが体系家たちには明白であった。そしてそこからひとは、とくにフランス学派において、サヴァリ(Savary)とポチエ

(Pothier) 以来出発したのであった。通常の貨幣交換 *Geld-wechsel* (交換、現実の交換または手交換 *Tausch*, *Cambium reale vel manuale*) においては、ひとは取引の利益を目の前にみた。そこでは、ある者がなしですましうるか、すまそうとする種類を、彼が必要とするかまたは彼に好ましい別の種類の代わりに与える。彼は、銀を金の代わりに与え、小さい貨幣を大きい貨幣の代わりに与える。ここでは、ひとは、直ちに制度の便益と目的を見渡す。しかしある者が、自らに手中に有する証券に基づいて別の時点での同じ種類のものを出しを期待せんがために、ある種類のものを与えるときは、ひとは、この意図の中にほとんど計画を見ていないので、なぜむしろ手形を金銭をもって支払う人物が現金をとっておかず不確実なものへと自己を委ねるのかを理解しないのである。なぜならもつと確かな債務者は、現金以上に確かにより良くはないからである。これらの目的と便益を、ひとは、いまや支払約束の特別の方式の中に見出すべきである。手形についての商人の利益を、ひとは、いわゆる契約が締結される場所とは別の場所での手形の支払・受け戻しが指示されるといふ事情の中に見出している。それゆえポチエ『手形契約論』*Traité du Contrat de Change* No. 2.) は、「我々が論じようとする為替手形契約は、それによって(あなたが別の場所ですら)私に對して請求させる義務を負うところの一定額の金銭のために

かつ一定額の金銭の引替えのために)私がある場所で一定額を私があるために与えるかまたは与える義務を負うところの契約である (le contrat de change dont nous proposons de traiter, est un contrat par le quel je vous donne, ou je m'oblige à vous donner une certaine somme en un certain lieu, pour et en échange d'une somme d'argent que vous vous obliger de me faire compter dans un autre lieu.)」と教えている。この点においてフランスの法学者は、本来の手形契約を「場所の手形、海を越えて運ばれる手形」(*cambium locale, trajectory*)と名づけている。したがって手形は、運ばれる金銭の利益と利用を獲得する。手形とかのローマの制度との差異は、フランスの著者たちの諸概念によれば、ひとが金銭を第三の場所で受領するという意図で手形証券を利用する、という点にある。手形契約に対する手形の関係を、著者たちは異口同音に、ポチエ No. 3.) が「手形契約は手形証券によって実行される。——手形証券は、手形契約の執行のためにある。それは、それによって契約が執行される手段である。手形証券は、手形契約を前提とし、そして、手形契約を明らかにする。」(Le contrat de change s'effectue par le moyen de la lettre de change ---- la lettre de change appartient à l'exécution du contrat de change, elle est le moyen par le quel le contrat s'exécute ---- elle le suppose et l'établit.) (と述べているの)と同様に、述べている。

フランスの法学者の概念に従って、いかに高くいまやこの支払約束の方式が存しているかについて、ポチエは、彼があらゆる手形取引において本質的なものと彼がみなすところのものを取り扱っているところとで、さらには「明らかに言明している。彼は言う (Chap. III §. 1. No. 30. 2.)。すなわち、「ある場所から別の場所への送金が存在すること、すなわち、ひとが別の場所で受け取るためのある場所と与えること」が必要である。このある場所から別の場所への送金は、為替手形がその執行であるところの手形契約の本質を構成する」(Il faut, qu'il y ait remise d'un lieu à un autre, c'est-à-dire, qu'on donne dans un lieu pour recevoir dans un autre lieu: cette remise d'un lieu à un autre est, ce qui constitue l'essence du contrat de change dont la lettre de change est l'exécution.) と。

すべてのその後の著者たちも、この見解に異口同音に賛成している。パルドウスユ (Pardessus) は、同様に「この見解に加担して、それについて次のように言う。すなわち、「さらに、合意された金額が、契約がなされた場所からであれ、あるいは、対価が支払われたかまたは支払われるべき場所からであれ、異なる場所で支払われるべきであることが、手形契約に本質的である。さもなければ、我々が為替相場の本質的な要素として指示してきている、貨幣の多少に基づく様々な機会、需要の多かれ少なかれ大きな拡がり、輸送における多

かれ少なかれ重大なリスクは、もはや存在しないことになるからである。」(Il est encore essentiel au contrat de change, que la somme convenue soit payable dans un lieu différent, soit de celui, où l'engagement a été formé, soit de celui, où la valeur a été ou doit être payée; autrement les chances diverses, fondées sur l'abondance ou la rareté de la monnaie, la plus ou moins considérables dans le transport, que nous avons indiqués comme les principaux éléments du cours de change, n'existeraient plus.) (a. a. O. Part. III. Tit. II. Ch. I. Sect. I. §. 320.) と。一六七三年の商事勅令は、なるほどそれに関連する規定を含んでいないが、しかし手形の本質についての同じ原則を前提としたようにみえる。そして、フランス商法典一一〇条は「為替手形はある場所から別の場所に宛てて振り出される」(la lettre de change est tirée d'un lieu sur un autre.) という規定をもって始まっている。それは、ひとがフランスにおいてポチエよりもっと先に進んだ時代であった。ひとは、手形がある商業地からある別の商業地 (Handelsplatz) に向けて振出されなければならない (それはある place から別の place へと振り出される qu'elle soit remise de place à place) ことを要求した。ここからひとはさらに出発したのである。商業地 (place) のもとに、ひとは、ベルシル (Pensil) が言うように、商人の用語においては、銀行が存在する場所 (un lieu, où se tient la

banque) を理解した。同じ著者 (「ベルシル」) および、(編集者たちがこの点でレーグル商事裁判所 (Tribunal de commerce de Laigle) の修正を顧慮したことに自己を関連づけている)

ロクレ (Loire) は、フランス商法典が、上述の定義によって、手形としての通用のために「ある場所から別の場所への振り出し (remise de place a place)」が必要であるという通説を、意図的に斥けたことを暗示しようとしているように思われる。そのことは、いまやフランスの法学者のもとでは、それだけ一層犯しがたく確立している。そしてひとは、法典における明瞭な文言に従えば、『あらゆる手形はある場所から別の場所へと振り出されなければならない』ということから離れられないことを理解している。それゆえベルシルは、完全な正当性をもって、とらざるでしかし「ある場所から別の場所へ」(d'un lieu sur un autre) という表現は、本来何を意味するかを問うている。「それは為替手形が振り出される場所とそれが支払われる場所の間の厳格な距離であろう (qu'elle sera la distance rigoureuse entre le lieu d'où la lettre de change est tirée et celui où elle est payable)」と。例えば、パリは、少なくとも二つの場所として通用するために、十分に大きくないであろうか?。もしひとつが、まったくあまりにも距離のことを無視するならば、ひとは法律の規定からすべてその内容を失わせるのである。他方では、それでもやはり

しかしまた、ひとが近くの場所から別の場所へと振り出していることが商人の利益と便宜であるような場合もまた存在する、とベルシルは考える。ベルシルは、いかなる点に、ナポレオン法に従うことが存在するかを、完全に認識している。

この困難において、彼はどうするか (que faire) を自問している。そして、それに対して彼は、(ひとがその軽率さのゆえにここで彼自身の言葉をもって再び与えようとするところの) 一つの答えを与えている。彼は (次のような) 助言を与えている。すなわち、立法者がしたことをすること、すなわち、裁判官に事情を評価し、かつ、当事者の矛盾した説明を指摘することを忘れない解明の後に良心によって判決を下すことの権限を与えること (faire, ce que le législateur a fait: Laisser aux juges le pouvoir d'apprécier les circonstances, et de prononcer en bonne conscience, d'après les lumières, que ne manqueront pas d'apporter les explications contradictoires des parties)。

ひとは、フランス法におけることがらのこの事情が、それだけですでに理論全体をその無効性において示すために十分であることを承認しなければならない。ひとは、あらゆる手形がある場所から別の場所へと振り出されなければならないことに固執している。しかしひとは、そのことが何を言うべきであるのかについて、必ずしも自らに明確ではない。二つ

の場所の距離があまりにも僅かであるため、ここでさらにその距離を確定することをほとんど笑うべきものと見出すような場合がひとたび登場するときは、何百万人もの人々は賭けに立たされうるのに、立法者は決定せず、法学者たちもそれを問題にしていない。案件全体が公平に裁判官の裁量に、すなわち、審級の個別の見解に委ねられる。そして、何が正当な手形であるかは、そのような諸事情においては、フランスの官庁のもとでは、事実問題 (*res juris*) であつて法律問題 (*res juris*) ではない。すべては、だれが裁判官であるか、

ことがらが第一審において確定的に判決されるか、上級審において確定的に判決されるかどうか、が問題となる。フランスにおいてそうであることは、ことがらに反対する議論ではない。しかし法律がそのような規定を規定した場所では、それ以外ではありえないこと、そのことはすでにより重要なのである。手形がある商業地から別の商業地へと宛てられなければならないという旧理論の規定は、実務家のために、確固とした支えを保証した。しかしそのことは、取引に、取引が調和しないところの足かせをはめることを意味した。手形がある銀行地 (*Bankplatz place*) へと宛てられなければならないこと、その場合、もとかすると何かが考えられたこと、しかし、手形が振り出される場所、フランス学派の見解によれば、契約が締結されるか、または、貨幣が手形のために支払

われる場所、言葉の上述の意味における場所〔商業地〕(*Place*)、については、ひとは、徹底していかなる、ただある程度支持しうる根拠をも提出することはできないのである。手形を有する必要は、商業地、銀行地へと束縛されない。それゆえ、いづれにせよ、フランス商法典がこの規定を除去したことは、正当で理解できるものであつた。しかしながら廃止されたものの代わりに登場してきているものは、たんにそれが執行されないゆえにのみならず、それが実際のな利益をもまた有しないゆえにもまた、有用ではないように思われる。バルドゥッシュは、上に引用された箇所において、法律の実務的な側面を明らかにする労苦を引き受けた。しかし彼にはこのことはほとんど成功しなかつたように見える。それゆえひとは、彼が臣下として擁護しなければならぬと信じたところの法律のための彼の仲立ちが彼に満足を与えることができることを、才気ある著者ができると信じてゐることは不可能なのである。

シーベ (*Siebe*) は、驚くべきことに、彼がライプツヒに住んでいたにもかかわらず、フランスの法学者のこの個所にまつたく何の衝突も受け取らなかつた。彼は、その個所を翻訳している。「さもないと貨幣の過剰と不足、大きな需要、または小さな需要、相手方の主たる要素としての輸送における大きなまたは小さな危険に基づく偶然的なるものは、もはや存在しないことになるであらう。」と。このことは明らか

に言いすぎである。たとえ手形の唯一の利益が貨幣の相場との関係に存しうることを認めることを欲するとしても、都市の中で同じこの都市に住む銀行家に対して振り出された手形が、ひとが手形から相場関係の利益を期待すべきである場合には、振出の場所には留まりえない限りで、真実である。しかしハンブルクの商人が、手形をハンブルクの商館宛てに振り出そうと欲し、そして、手形をアムステルダム、または、ロンドン、または、ハンブルクの証券が相場を有するどこかの商業地に送る機会を有するであろう隣人に振り出すときは、それによつては、手形流通へのすべてのこれらの要求に即応されうるであろう。一言で言うならば、振出地でこの振出地宛てに振り出される証券が流通し、そして、それによつて振出地から別の場所によつて来るときは、そこから一〇マイル離れている別の証券が有するのと、相場が手へともたらすところの利益を求めるまさに同一の請求権を有するのである。例えば、ある商人がヒエムニッツ (Chemnitz) またはシュネーベルク (Schneeberg) においてライプチッツの銀行家に宛てて手形を振り出そうと欲する場合、もし彼が手形を別の場所へ交付する状態にないならば、最初の受取人は相場の利益についてどんな見込みをもつてであろうかと、ひとは正當にも問うのである。しかしこの手形がヒエムニッツまたはシュネーベルクから、そして例えば、ベルリンまたはブレスラウ

においてその人にもたらされるときは、彼は、その成立における諸事情へのすべての顧慮なしに、この請求権をウィーンからライプチッツ宛てに振り出された手形とまったく同様に、通用に対する要求をもつてであろう。もし商人が買主として市場に關係し、そして、かなりの商品項目を手形で買入れるという文書作成において自己を保持しようとするときは、彼が彼の住所地の著名な銀行家のもつて彼の出発の前に《その信用のゆえに商人が《この銀行を手形と關係づけるべき》表現の中へと置かれるところの》信用を自らに求めることは、彼の諸事情の中にある。彼がいまやこの手形を市場地からの日付を記載するか、または、彼が住む場所からの日付を記載するかは、法律が、独立の考えから禁止しなかつた場所では、目前にある取引の内的な必要からは、まったくどうでもよいのである。市場で売却されるか、または、そうでなくても利用のために交付されうる手形が存在することで十分なのである。

フランス法の原則は、ドイツ手形法においては、採用されていない。ザクセンにおいては、とくに商品仲買人が建物の一階で、その支店が二階にある銀行に手形を振り出そうとする場合に、いかなる法律も反対しない。手形は、これらの事情のもとで振り出され、あらゆる裁判官の椅子のもとで正當な手形として承認される。そして、商階級は、それをこのよ

うなものとしてみなすことに何の疑いももっていない。手形は、外的な諸事情が交付に加わるときは、外部から同じ場所に向けて交付されたあらゆる他の手形と同じ利用、同じ価値、同じ相場を有する。フランス商法典の規定が手形の本質的なものを対象としていないという証明は、それゆえ経験的にも (a posteriori) 直ちに行われる。

もしひとがこのフランス商法典の規定の運命を立法の審議の中に読むならば、ひとはこの機会に特別な結果へと至るのである。ひとは一六七三年の勅令を眼前においたが、その中には「場所から場所への振出」(remise de place en place) という語は存在しなかった。ベグアン(Begouen, exposé des motifs, proc. verb. du 5. Sept. 1807 No. K.) は言つ。「法学者たちの全員一致の見解がこの点に関する判例を決定づけた (que l'opinion unanime des Jurisconsultes avait fixé la jurisprudence sur ce point)」と。フランス商法典の起草の際に、裁判所はこの規定の除去に賛成することを明らかにした。ひとは、その採用に対する十分な動機の欠缺についての学問的な確信をまさに獲得したゆえにではなく、実務的な経験をとおして導かれたのであった。ひとは言った。すなわち「場所から場所への振出」というこの方法は、ひとつの空虚な形式、きわめて危険な例の契約の虚偽の一種となった (Ce mode de remise de place en place est devenu une vaine forme, une espèce de faux

de convention d'un très dangereux exemple)」と。この規定の影の部分として、ひとは言う。「そのうえ、この形式が商業の迅速性を害することに気付くこと、それが移動と費用をもたらすことは、容易である (D'ailleurs, il est aisé sentir que ce formulaire nuit à la rapidité du Commerce; qu'il entraîne des placements et des frais)」と。体系に関しては、ひとは、手形が「直ちにまたは合意された一定の時期に、第三者の側から一定金額を交付させなければならぬであろう」という権利についての、他人のためにする、特定人の側からの代用物 (une subrogation de la part d'un particulier en faveur d'un autre, au droit, qu'il aura de faire remettre une somme de la part d'un tiers, de suite ou à une époque convenue)」以外の何物でもない限りで、ひとは、手形がある場所 (商業地) から別の場所に宛てて振り出されることを主張するためには、十分な理由を見出さないのであることに気付いた。この学問的な見解へと、ひとは、国家評議会のもとは立ち入らなかつた。ひとは、もしひとがこの規定を放棄するときは、手形の概念が駄目になつてしまふ、もしひとがそれを脱落させようと欲するならば、手形なるものは、通常の委任以上の何ものでもないことになるであろう、と主張した。裁判所におけることがらの叙述が正当であつたとすれば、むしろこの答弁の中には何か真実なるものがあつた。しかし、いまや引き続くところのもの

は、明らかに循環論の中に行く。「實際」と、ひとは一八〇七年一月二七日の口頭手続 (Procès verbal du 27. Jan. 1807 No. 三) の中に読む——「これらの種類の証券は、いつでも基礎として手形契約を有する。そしてそれは執行の手段にすぎない。それゆえいかにしてひとは、契約の結果でないような証券に為替手形の性格決定を与えることができるであろうか」(ces sortes de lettre ont toujours pour base le contrat de change et n'en sont que le moyen d'exécution : comment donc pourrait-on donner la qualification de lettre de change à un papier qui ne seroit pas le resultat de ce contrat)。取引生活における手形の認識、手形利用の認識そして手形の適用の認識は、必然的にまず手形契約を熟考することへと導いた。そして、どこまで認識された手形の本質が契約のためになる形式をとおして生み出されまたは保持されなければならないかを探索することが学問の課題である。このことは、もちろんただひとが手形を条件づける手形についての当事者の合意が、契約による合意の方法以外の何ものによっても生み出され得ないことについて、確信をもっている限りでのことである。それゆえ、もちろん手形契約の理論は、手形概念とその必要から現れてくる。手形の規定についての概念が、それによって手形の本質と効果が生み出される法律的な制度の必要を指示したということは、手形において全く特別のものではない。

それゆえ抵当権の概念が抵当権の合意へと導いた。まさに反対の方向において、国家評議会とフランス学派の論議が歩んでいる。ひとは、それを正当づけるために手形から除去すべきであったところの手形契約から、手形に属するものを証明しようとしている。そして今日まで、ひとは、フランスにおいて、手形契約の理論から本来の手形の本質と規定に関する教化を汲みだしている。

【以上、第二五節】